第79号　広報おおず　昭和37年9月10日

広報おおず

◇この広報紙は市内各戸配布です◇

発行所
大洲市役所
発行人
代表者　沼田恒夫
編集
総務課

広報をみんなが読んでよい暮し

7月末市の人口

世帯数	9,853		
人口	44,282		
出生	56	婚姻	15
死亡	26	離婚	5

引越された時は必らず住民登録を

明るい選挙実る市政

このたびの選挙は、今後四年間わたくしたちの郷土、大洲市の市政をゆだねる、非常に重要な意義をもつ選挙であります。とともに市政に参与する一つの機会であります。

九月二十日　市長選挙!!
十月二日　市議選挙!!

もあります。

およそ市政の健全な発展を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれなければなりませんがそれには選挙人一人一人が全力や情実にこだわりなく、しつかりした自覚のもとに選挙権を行使することこそ、選挙の意義があるわけでございます。

有権者のみなさんは、われわれの身近な代表者を選ぶために、公明選挙でのぞみ、一人の棄権者もないよう全員こぞつて投票いたしましよう。

今回の投票日はいずれも平日にあたり、市長選挙は九月二十日、市議選挙は十月二日午前七時、サイレンを合図に市内一斉に投票を開始、午後六時閉鎖されます。

投票所に入場する場合「投票所入場券」を持参しなければなりませんがなくした人は投票所の受付係に申し出れば再交付いたします。

投票用紙には、投票しようとする候補者の氏名を一人だけハツキリ書いてください。候補者の氏名の他に余計なことを書いたり、または候補者のだれを書いたか、わからない投票は無効になりますからご注意ください。

◇　◇　◇

開票は、市長を即日開票（九月二十日午後八時から）市議は翌日（十月三日午前八時から）大洲市公会堂と新谷小学校講堂の二カ所で開始されます。

開票状況の参観もできますが参観人が多いときは先着順で入場人員を制限することもあります。

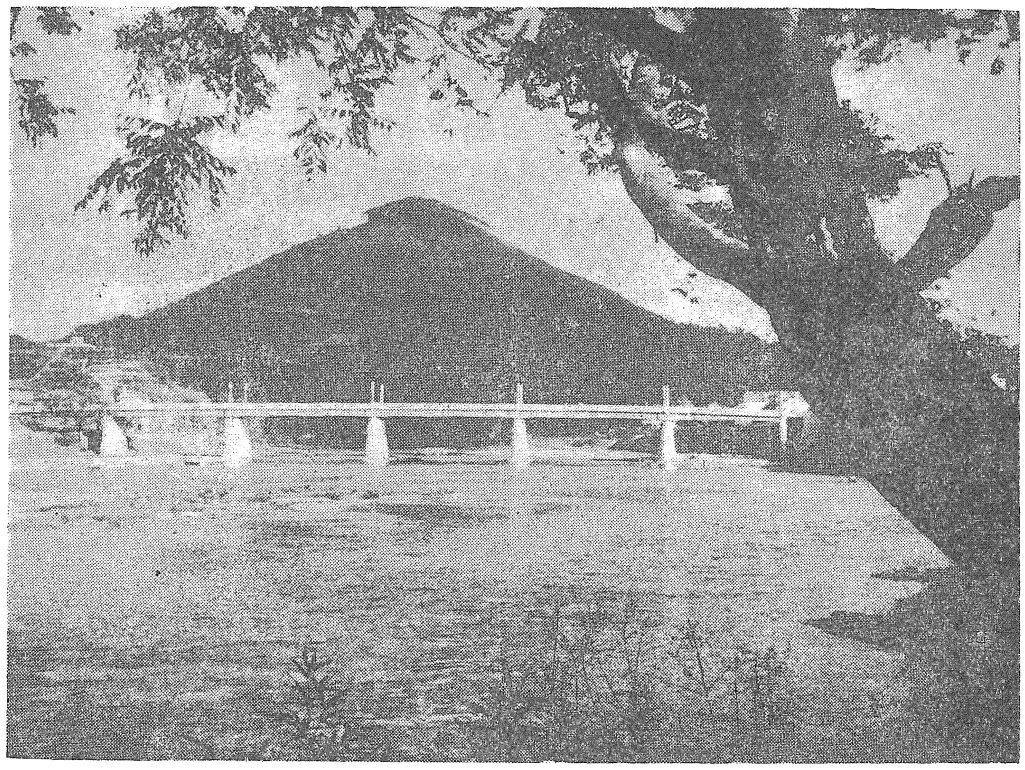

補充選挙人名簿の申請を

名簿に登録されていないと投票できません。

こんどの市長、市議選挙には、昨年九月十五日現在で作られた基本選挙人名簿と参議院選挙の際作られた補充選挙人名簿およびこの選挙について作られる補充選挙人名簿とを使用します。

したがつて、つぎのような人は登録申請をして名簿に登録されていなければ投票できませんからお忘れなく申請してください。

申請期間

1九月七日現在の補充名簿は九月八日から九月十一日までの四日間（市長、市議選挙に使用する）

2九月十九日現在の補充名簿は九月二十日から九月二十三日までの四日間（市議選挙のみに使用する）

補充名簿に登録できる人

参議院選挙に用いた選挙人名簿に登録されていない人で、選挙権を有するつぎのような人です。

イ、他の市町村から大洲市に転入し、三カ月以来市内に住所を有している人。

ロ、日本人で満二十才に達した人。

ハ、登録洩れになつている人。

ニ、欠格事項に該当しなくなつた人。

ホ、選挙権の停止を受けていた人で、選挙権の回復するにいたつた人。

申請用紙

申請用紙は、市選挙管理委員会事務所（本庁三階）または、各連絡所に準備してありますから必ずこの用紙を使用、申請してください。

申請書提出先

市選挙管理委員会事務所または、各連絡所

なお詳細な点や、ご不審の点があれば提出先でお問いあわせください。

不在者投票制度の利用を

選挙の告示の日から投票日の前日まで毎日午前八時三十分より午後五時まで市選挙管理委員会事務所（本庁三階）で行なつています

不在者投票ができる人は、投票当日につぎのような理由により、所属の投票所に行つて投票できない見込みの人です。

1、大洲市の区域外において、職務または業務に従事中であること。

2、やむを得ない用務か、または事故のため、市の区域外に旅行または滞在中であること。

3、疾病、負傷、姙娠、不具、産褥などで歩行が著しく困難になる見込のものなどです。

以上いずれかの理由があれば、その証明によつて投票するわけですが、この不在者投票は、秘密を保つために細かい手続きが定められていますから、不在者投票をされるかたは、委員会へお問いあわせくださつて、棄権をしないように努めてください。

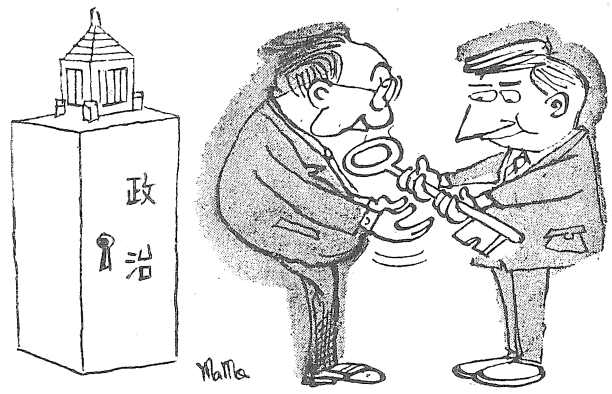

字の書けない人は代理投票!!

盲人は点字投票を

投票は自分で書くのが原則ですが、字を知らなかつたり、手が不自由で書けない場合は申し出によつて補助者が立合いのうえ、代わりに書いてくれます。この場合、投票の秘密は法律によつて厳重に守られます。また盲人の方は点字投票ができますから安心してお申し出ください。

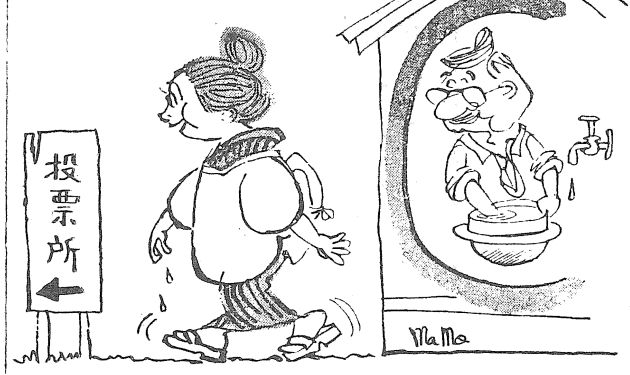

選挙資格者の実地調査にご協力を

毎年九月十五日現在により、基本選挙人名簿に登録する選挙資格者の実地調査を、来る九月十日より、九月二十四まで、各地区の区長さんにお願いして実施いたします。

今回調整します名簿は、来年予定される愛媛県知事および、県議会議員選挙に使うことになります。

この調査によつて作られる選挙人名簿に、万一氏名が登録もれになると、選挙のときに投票できませんので、地区長さんがおうかがいしたときには、家族や同居者について異動の有無など、一人もれなく申し出てください。

計量器定期検査

計量法の規定によつて、次の通り計量器の定期検査が無料で行われることになりましたから、さし、ます、はかりのある方は必ず検査を受けて下さい。検査を受けない計量器で取引すると罰せられますなお、用紙は後日配布いたしますが切り離さないで、所要の欄へ記入し、地区長さんに提出して下さい。当日は現物だけ持参して下さい。

九月二十四日 九時―十六時	喜多小学校	中村、常磐町、田ノ口
九月二十五日 九時―十六時	喜多小学校	市木、徳森、五郎、若宮
九月二十六日 九時―十六時	大洲公会堂	大洲一区から10区まで
九月二十七日 九時―十六時	大洲公会堂	大洲11区から柚木21区まで

◎検査は無料です。

◎簡単な補修は現場で出来ます。（補修は実費を要します）

そだてよ大洲市 たばこも一役

標語入選作きまる

大洲たばこ販売協同組合、専売公社大洲出張所、大洲市では「市内でたばこを買いましよう」の運動を更に盛りあげるため市民のかたがたから標語の募集を行つていましたが、六一編の応募があり、関係者によつて慎重な審査の結果入選作一編、佳作五編が次の通り決まりました。

なお、入選標語を壁に大書して市内各所に懸垂し、市民の皆さんに、「市内でたばこを買いましよう。」と呼びかけています。御協力をお願いいたします。

記

入選作（一編）

そだてよ大洲市
たばこも一役
大洲市鹿の森
岩城　加代

佳作（五編）順不同

◎たばこから生れる
我等のあの橋この道
大洲市中村東畦
島田須磨子

◎たばこ二本市の財源
大洲市柚ノ木
泉　ツネヨ

◎父さんの旅行のおともは市内のたばこ
大洲市中村
水沼　良子

◎一本のたばこも大きな市の力
大洲市春賀
和田イヨ子

◎買つた方へ返えつて来ますたばこ税
大洲市駅前
松田　順市

季節のしおり

九月の空模様は、残暑、台風と複雑ですが、中旬を過ぎるとめつきり秋の気配が濃くなります。体力の回復を心掛けるとともに夏ものの始末や秋の準備を手ぎわよくいたしましよう。

また老人の日、秋分の日を中心として、なごやかな家庭のレクリエーションを計画するのも楽しみなものです。

なく申し出てください。

特に市内の住所移転者、又は、官公署、会社、学校等の勤務者で間借しているとか、寮などに住み込んで、昼間留守がちな方は調査もれにならないように気をつけて下さい。

なお、皆さんの中には、住民登録を済ましているから当然選挙権があるものとお考えの方が多いようですが、現在のところ選挙人名簿は住民登録とは関係なく、実地調査によつて作りますので必ず注意して下さい。

今回の調査の対象となる方は次の条件にあてはまる人です。

昭和十七年十二月二十一日までに生れた日本人で、本年六月十五日以前から引続いて大洲市に住所（生活の本拠）を有する人です。

なお、選挙権についてのお問い合わせは市の選挙管理委員会へご連絡下さい。

としよりをいたわりましよう
九月十五日は『としよりの日』

老後の生活が、明るくゆたかになることは、あらゆる人々の願いであつて、老人の福祉は単に「としより」のためのものばかりではなく、すべての人に共通した問題であります。

このため老人も若い人も子供も、みんながこぞつて老後の健康と福祉を確保しこれをたかめるために協力し、平和な家庭、明るい社会をつくりましよう。

九月十五日は「としよりの日」です。

それから一週間を「としよりの福祉週間」とし、全国的にいろいろな行事が行なわれますが、市においては、次のようなことを実施して、長寿い祝福をすると共に、敬愛の微意を表明することにしております。

一、市内最高令者の顕彰（すでに顕彰された方を除きます）
二、米寿（明治八年生の方）のお祝い
三、高令者（明治五年生の方）の顕彰
四、老人福祉功労者（個人、団体）の表彰
五、養老院の慰問
六、老人大学の開講

このような市の行事以外に、各地域の公民館、婦人会、学校、民生委員、青年団、V・S・その他関係機関においては、実践奉仕の行事が行なわれ、これを通じて老人の福祉を高めるよう、みんなの手で努めましよう。

みなさんの家庭では、家庭と社会における「としより」の立場を理解し、としよりも若い人もお互いの立場を尊重して融合することに努めていただき又、「としより」は「としより」として行なえること、為しつべきものがあることを理解して、愛される老人となるよう努めることが大切です。

「としよりの日」及び「としよりの福祉週間」のみにかぎらず、「おとしより」をいたわり「おとしより」の福祉をより一層たかめるようにいたしましよう。

9月1日～9月30日
愛の献血運動
日本赤十字社

健康な時　あなたの血液を

近年医学が進歩して、今まで治らないといわれた結核や癌などの病気も、手術によつて治るようになつて来ました。しかし手術は大量の出血を伴うので輸血が必要です。又交通機関の発達にともに毎日何件かの交通事故が起つています。その他不時の災害による怪我や病気のための衰弱など、輸血を必要とするときが多くあります。

輸血につかう血液は動物などの血では役に立たず、どうしても人間の血液でなければなりません。

また人工的に血液の作用を代用するものを作ろうという試みも、なされておりますが、完全なものはまだ出来ておりません。

ふつう、人体から取つた血液はすぐ使用しないと役に立たなくなり、応急又は大量輸血の場合には、供血者を探すのに困りますがあらかじめ人体からとつた血液に特殊な薬品を混合して保存しておきますと、いざというとき、すぐに役立ちますので治療上大きな福音となつております。

我が国で使用される血液の量は年々増加しており。昨今では年間六〇万リットルにも及ぶといわれております。ところが、これらの血液の大部分がなかば職業的になつた人達の血液により作られた保存血液によつて、まかなわれているのが現状です。そのためこれらの血を売る人達から、一年に何回も血液をもらうので、かえつてその人達の健康がそこなわれがちとなり、折角の血液も薄いものが多く、従つて患者の治療上にも同じ治療効果を期待するには、より多量の血液が必要となるという悪循環におちいつています。

考えて見ますと血液は人間の生きた体の一部分であり、生きたものであればこそ大きな治療効果をもつているのです。この生きた体の部分を〝売り買い〟することは道義的にみて正しい行為ではありません。欧米では高度の隣人愛と相互扶助の精神から、お互いが健康な時に無償で提供し合う「献血」又は自分自身輸血のお世話になるかもしれないから預けておく「預血」が行われます。

これこそ真に正しい輸血のあり方と申せましよう。

六〇万リットルの血液、それは大変な量です。

一人が二〇〇cc ずつ提供するとしても三〇〇万人分ですが、この量はもし健康な人達が全部進んで献血、預血するとすれば、一人が約十年に一回二〇〇cc を提供すればよい量なのです。

日本赤十字社は、〝愛の献血運動〟を提唱し、わが国の血液事業の正常化と血液の確保に努力して参りましたが、依然として改善されない現況で、今年も又〝愛の献血運動〟を実施することになりました。

生命の危機にある人のために、又お互いの生命を守るためにぞつてこの運動に御協力下さいますようにお願いいたします。

交通事故をなくしましよう

児童扶養手当の支給について

昭和二十六年の才二十九臨時国会で児童扶養手当法が、父と生活をともにしていない児童（義務教育終了前のもの）に国が児童手当を支給することにより、児童のしあわせをたかめる目的のために成立し、十一月二十九日公布、今年の一月一日から施行されました。

すでに支給されている方もありますが、まだ申請の手続きをしていない方、またあらたに支給要件に該当するようになつた方は至急申請の手続きをして下さい。これから申請される方は、申請した翌月から支給され、一月　五月、九月の三回にわけて、毎支払期月に前月までの分を指定された郵便局で支払われます。

受給者の資格は、

（一）受給者

1児童を母が監護している場合はその母。

2母がないか又は母が監護しない場合で、母以外の者が児童を養育している場合はその養育者。

（二）受給者及び児童の具備すべき要件。

1児童の具備すべき場所

①生存していること。

②日本国民であること。

③日本国内に住所を有すること。

④義務教育終了前であること

⑤次の（イ）から（チ）までのいずれかに該当すること

（イ）父母が婚姻を解消した児童。

（ロ）父が死亡した児童。

（ハ）父の生死が明らかでない児童。

（ホ）父が引き続き一年以上遺棄している児童。

（ヘ）父が法令により引き続き一年以上にわたつて拘禁されている児童。

（ト）母が婚姻によつて懐胎したかどうかが明らかでない児童。

（チ）母が婚姻によらないで懐胎した児童で父から認知されていないもの。

以上の（イ）から（ヘ）までの父とは、戸籍上の正式の父のほかに、母が当該児童を懐胎した当時母と事実婚関係にあつた者、すなわち事実上の父を含みます。

⑥父又は母の死亡についてのされていること。

ロ、受給者である母以外の者（里親及び母の配偶者を除く）に養育され、母に監護されていないこと

⑩父（事実婚の父を含む）と生計を同じくしていないこと。

ただし、その者が廃疾のときは除かれます。

⑪母の配偶者に養育されていないこと。

2受給者の具備すべき要件。

①生存していること。

②日本国民であること。

③日本国内に住所を有すること。

④公的年金給付を受けることができないとき。

⑤次の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当すること

ただし（イ）から（ハ）までは当該者（受給者本人配偶者、扶養義務者）またはその探除対象配偶者、若しくは扶養親族が災害により所有財産につき、おおむねその二分の一以上の被害を受けたとき（保険金等により補充された金額を除く）は適用されません

イ、受給者が前年において十三万円（前年の十二月三十一日において義務教育終了前の児童の生計を維持したときは、児童一人につき五万円を加算する）をこえる所得を有しなかつたこと。

ロ、受給者の配偶者の所得につき、前年分の所得税額がないこと。

ハ、対象児童の母である受給者にあつては、その扶養義務者で生計を同一にしているものの所得につき前年分の所得税額が別に定める金額以上でないこと。別に定める金額は市社会課へ照会して下さい。

支給金額は、月を単位として支給し、その額は児童一人の場合は八百円、二人の場合は千四百円、三人以上であるときは、千四百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき四百円を加算した額が支給されます。

以上が児童扶養手当のあらましですから該当される方は、印かんを持参して、申請の手続きをすぐにして下さい。

（社会課）

二学期のはじめに

いよいよ二学期がはじまりました。夏休みが終たものの、悪いくせや習慣がなくなつてくれたでしようか、夜ふかし、夜遊び、ムダづかいといつたことは、とくに考え合わせる必要があります。かといつて、急になおそうとしたり頭からおさえつけようとしてもなかなか簡単にはいかないものです。どうしても判断に迷うようなことがあれば、学校の先生なり警察の青少年相談所に、でかけてみるのも一つの方法でしよう。恥になるからといつて、そのままにしておくと、かえつて大きな恥をかく原因をつくつてしまいます。

つぎは体の方ですが、暑さのため、体力はある程度消耗しているとみてよいでしよう。顔色が悪くなつたり、だるそうにみえる子が案外おります。これは典型的な疲労過度のしるしです。このままでは、いろいろな病気にとりつかれがちですし、日本脳炎や赤痢などは、九月にはいつてからもまだまだ流行します。秋は食物が豊富になるし、涼しく寝やすくなる時期なので、まず栄養と睡眠は、たつぷり与えるようにしてやつて下さい。

さて、二学期にはいると、夏休み中の勉強の成果が、展示などの方法によつて発表されます。しかし、りつぱに出来たとか、点数の多いのが、いいとはいえません。へたにできたものでも、その子の努力や創意がみえているのであれば、学校の先生はそれをみとめてくれます。いくらりつぱにできているものでも、店で買つたり、親の手がはいつたりしているものでは、本当の勉強にはなつていないのです。

秋はいうまでもなく、落ちついて勉強しやすくなる季節です。からだの調子がよくなり次才、学習意欲もだんだんとたかめるよう配慮していただきたいものです。

子供の健康について親の役目も大切です。子どもは大きくなるにつれ、ますます一人立ちしたい気分になり、また、まかせておくこともできますが、健康に関しては、親の注意と強制力が必要となる場合が多くあります。たとえば、五、六年生ともなると、宿題や勉強を熱心にやります。そして、いつもの就寝時間よりおそくまで起きてやつてしまいたいとがんばつても、きつぱり「ダメです」といつた方が、その子のためになります。そしてあとで、先生と相談して宿題にどのくらい時間をかけたらよいか検討するようにすべきです。

また夏休みの終つた九月には子どもの交通事故が多く、大半は午後四時から六時ごろにかけてです。幼稚園や学校から帰つてきて遊んでいるときもよく注意しましよう。

秋の〝赤ちやん〟検診
三才児健康診査

左の日程により一斉検診を無料で行いますから該当者は全員検診を受けて下さい。

◎該当児

①赤ちやん　昭和36年7月1日より昭和37年7月31日までの出生児

②満三才児　昭和33年10月1日より昭和34年9月30日までの出生児

◎日程

9月11日　大成公民館

〃　12日　蔵川公民館

〃　14日　菅田連絡所

〃　14日　三善公民館

〃　17日　大洲公会堂（乳児）

〃　18日　大洲公会堂（乳児）

〃　18日　新谷小学校（三才児）

〃　24日　平野連絡所（三才児）

〃　25日　八多喜公民館

〃　26日　南久米連絡所

〃　26日　田処公民館

〃　26日　上須戒公民館

〃　27日　平野連絡所（乳児）

〃　27日　柳沢公民館

〃　28日　南久米連絡所

〃　28日　新谷小学校（乳児）

10月9日　大洲公会堂（三才児）

〃　10日　大洲公会堂（三才児）

備考

時間は毎日午後一時より三時まで

保険税
才三期分納期

今月の納税は、国民健康保険税才三期分です。九月二十日までに地区長、又は納税組合長を通じて、徴税令書を配布いたしますから、納期限（九月三十日）までに納付して下さい。

お知らせ
米屋さんの公休日

このたび米穀販売業者組合の申合せにより毎月才二才四日曜日を公休日と定め九月より実施しておりますから消費者の皆さんにおかれては趣旨に賛同の上御協力下さいますよう、ご通知いたします。

なお、公休日当日不幸、または災害等により緊急を要する場合はこの限りではありません。

市民課

水道の修理は
指定工事店へ

水洩れ、パツキンの故障などでお困りの方は次の指定工事店へ申し込んで下さい。

記

工事店名	住所	電話
土居鉄工所	本町三丁目	三三一番
清水水道工業所	中町二丁目	呼八四六番
佐藤水道工事店	殿町	一四三番
中野鉄工所	〃	呼七八番
神田鉄工所	常盤町	四一二番
岡福金物店	〃	六五六番
浜田水道工業所	新町	呼七一五番